

年度	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
国障害者基本計画	←					←					←				
国障害福祉計画基本指針			←			←			←						
市基本計画			←				←				←				
市地域福祉計画	←					←					←				
市高齢・介護	←			←			←			←					
市障がい福祉計画	←			←			←			←					
市障がい者計画	←			←			←								

- ・国障害者基本計画 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定）
- ・市障がい者計画 国の障害者基本計画に基づき策定する市町村計画 障害者基本計画は計画期間5年
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること目的に策定する。
- ・障害福祉計画 国の基本指針を踏まえて市町村で、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に作成。計画期間は3年度ごととされている。

◆次期障がい者計画 市の基本構想・基本計画を踏まえ、国の障害者基本計画に基づき粕江市における障害者施策の基本的方向性を定めるという目的を鑑み、障害者基本計画の計画期間が5年であることに加え、対象者別計画の上位計画に当たる地域福祉計画の計画期間が6年であることを踏まえ、計画期間を6年に変更する。なお、国の障害者基本計画改定年については、計画の中間見直し年度と位置付け、必要に応じて所要の改定を行うこととする。